

## ②-1 支払先一覧

支払先リスト	
1	<p><b>婚礼に係る費用</b></p> <p>○領収書等において非課税の対象となる結婚のために要した費用となることが摘要に記載されていれば認められる</p>
2	<p><b>家賃等に係る費用</b></p> <p>○賃貸借契約書に記載されている賃貸人の氏名があること ○宅建業者への仲介手数料、仲介料の支払の場合、宅建業者であることがわかる記載があること (例えば「不動産」「土地建物」「賃貸」「エステート」「ハウス」「その他領収書等に宅建業の免許番号または届出番号」の記載がある先)</p> <p>※宅地建物取引業者検索(国土交通省HPより) <a href="http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenInit.do">http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenInit.do</a></p>
3	<p><b>引越しに係る費用</b></p> <p>○運送業を営む者であることがわかる記載があること (例えば「引越」「引越し」「引っ越し」「通運」「運送」「運輸」「急便」「貨物」「物流」「デリバリー」「エクスプレス」「エキスプレス」「ロジスティクス」「トランスポート」「ムービング」「リロケーション」「express」「logistic」「transport」「moving」の記載がある先)</p> <p>※上記に当てはまらない場合は、運輸局あるいは地域のトラック協会等業界団体へお問い合わせください。</p>
4	<p><b>不妊治療に係る費用</b></p> <p>○医療法に基づく病院、診療所、処方箋を取り扱っている薬局(海外は対象外) (例えば「病院」「クリニック」「ホスピタル」「医療」「医院」「産科」「婦人科」「産婦人科」「産院」「診療所」「診察所」「療養所」の記載がある先)</p>
5	<p><b>妊娠に係る費用</b></p> <p>○医療法に基づく病院、診療所、助産所、処方箋を取り扱っている薬局(海外は対象外) (例えば「病院」「クリニック」「ホスピタル」「医療」「医院」「産科」「婦人科」「産婦人科」「産院」「診療所」「診察所」「療養所」「助産所」「助産院」「母乳相談室」「母乳育児相談室」の記載がある先)</p> <p>※助産所一覧(公益社団法人 全国助産師会) <a href="http://www.midwife.or.jp/birthcenter_list.html">http://www.midwife.or.jp/birthcenter_list.html</a></p>
6	<p><b>出産に係る費用</b></p> <p>○医療法に基づく病院、診療所、助産所、自治体、処方箋を取り扱っている薬局(海外は対象外) (例えば「病院」「クリニック」「ホスピタル」「医療」「医院」「産科」「婦人科」「産婦人科」「産院」「診療所」「診察所」「療養所」「助産所」「助産院」「母乳相談室」「母乳育児相談室」「自治体名」の記載がある先)</p> <p>※助産所一覧(公益社団法人 全国助産師会) <a href="http://www.midwife.or.jp/birthcenter_list.html">http://www.midwife.or.jp/birthcenter_list.html</a></p>
7	<p><b>産後ケアに係る費用</b></p> <p>○医療法に基づく病院、診療所、助産所、自治体、自治体の委託を受けた事業者(海外は対象外) (例えば「病院」「クリニック」「ホスピタル」「医療」「医院」「産科」「婦人科」「産婦人科」「産院」「診療所」「診察所」「療養所」「助産所」「助産院」「産後ケア」「母子ケア」「母乳相談室」「育児相談室」「自治体名」の記載がある先)</p> <p>※助産所一覧(公益社団法人 全国助産師会) <a href="http://www.midwife.or.jp/birthcenter_list.html">http://www.midwife.or.jp/birthcenter_list.html</a> ※自治体の委託を受けた事業者かどうかについては、当該事業者または自治体に直接ご確認ください。</p>
8	<p><b>子の医療費に係る費用</b></p> <p>○医療法に基づく病院、診療所、助産所、処方せんを取り扱っている薬局(海外は対象外) (例えば「病院」「クリニック」「ホスピタル」「医療」「医院」「内科」「外科」「歯科」「小児科」「産科」「婦人科」「皮膚科」「泌尿器科」「耳鼻科」「耳鼻咽喉科」「リハビリ」「診療所」「診察所」「療養所」「薬局」「ファーマシー」の記載がある先)</p>
9	<p><b>子の育児に係る費用</b></p> <p>「②-2 子の育児に係る費用の支払先一覧」をご参照ください(海外は対象外)</p>

※医療法第3条において、病院や診療所ではないものは紛らわしい名前を付けてはならない旨定められており、不妊治療、妊娠、出産、産後ケア、子の医療費に係る費用に記載のある医療機関は医療法に基づく病院等であると推定できます。